重　点　要　望

令和８年11月18日

全 国 町 村 長 大 会

重　点　要　望

令和９年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

１．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関すること

（１）東日本大震災の「第３期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（令和７年６月 20 日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うこととされたが、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、引き続き国は責任をもって復旧・復興に要する財源を確実に確保すること。

（２）東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

また、ALPS 処理水の海洋放出による風評対策に万全を期すこと。

（３）令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震の被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による強力な支援が不可欠であることから、物価上昇等の影響も踏まえ、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充をはじめとする支援措置を講じること。

特に、住居が必要な被災者に対する住まいの速やかな確保や被災した宅地・擁壁等に対する復旧支援など被災者生活の早期再建、道路・上下水道など社会インフラの早期復旧、医療・福祉従事者の確保、農林水産業・観光業・伝統産業など地域産業の早期復興に向けた十分な支援を行うこと。

（４）集中豪雨、台風、地震等による被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

なお、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

さらに、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

（５）大規模地震や記録的豪雨・大型台風等、広域化・激甚化する自然災害に対応するため、防災庁が司令塔となり、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応に、一層積極的に取り組んでいくこと。

（６）避難所における TKB（トイレ・キッチン・ベッド）等について、必要に応じ早急に確保・供給できる体制を平時から整備するなど、避難生活環境の改善に向けた取組を強化するとともに、酷暑期や厳冬期の発災に備え、熱中症対策・寒冷対策に資する物資の備蓄を強化するなど万全の措置を講じること。

また、災害関連死を防止するため、在宅避難者や車中泊避難者の把握・見守り、被災者に対する医療・福祉サービス及び心のケアの提供について十分な支援を講じること。

（７）国土強靱化基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保すること。

（８）「緊急防災・減災事業」、「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急浚渫推進事業」については、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

２．地方創生の推進に関すること

（１）人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

（２）地域未来交付金については、地場産業の成長をはじめ、町村がこれまで進めてきた地方創生に資する事業に継続的に取り組めるよう、必要額を確実に確保するとともに、町村が実施する事業に対する十分な支援を講じること。

（３）ふるさと住民登録制度について、制度趣旨等の国民への周知啓発を行うとともに、自治体が独自に行う情報発信やサービス提供に要する経費に対し十分な財政措置を行うなど必要な支援を講じること。
　また、登録・管理システムは、登録者及び自治体双方が利用しやすいものとすること。

３．町村自治の確立に関すること

（１）国が新たな制度を創設し、地方に事務負担や財政負担を求めるような場合は、事前に地方と十分に協議すること。

（２）法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、地方分権一括法の規定に基づき、安易に創設しないこと。

（３）国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
　また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

（４）地方分権改革に関する提案募集については、個別の提案への対応にとどまらず、関係府省が提案の趣旨を踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化等、制度の横断的な見直しを進めること。

４．地方税財政に関すること

（１）人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

　また、「地方創生推進費」、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

　なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部にとどまっているため、全額復元に取り組むこと。

（２）地方一般財源総額については、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、強い地域経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針 2026」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。

（３）所得税の基礎控除等の見直しを行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

（４）経済活動の東京への集中等により拡大する財政力格差や行政サービスの地域間格差を是正し、都市と地方がともに持続可能な形で発展できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組について検討すること。

（５）個人住民税の基礎控除等に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつ、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることのないよう十分留意するとともに、これらを考慮せず基礎控除等を政策的に引き上げることは、地方の税財源の重要性に鑑みて行わないこと。

（６）固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、令和９年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

なお、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。

（７）地方消費税を含む消費税については、その４割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。

また、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについては、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、地方特例交付金による補てんや地方交付税総額の確保など、万全の措置を講じること。

（８）就業者負担軽減支援金の支給に要する費用の国と地方の負担割合の決定に当たっては、地方の理解と納得が得られるよう、丁寧かつ十分な協議を行うとともに、仮に地方負担が生じる場合は、個々の町村の負担実態に応じて、見える形で確実に措置すること。

また、事務費やシステム改修等に要する経費については、全額国費で措置すること。

（９）道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要であるため、自動車税及び軽自動車税を含む自動車関係諸税の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確実な確保を前提とすること。その際、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

また、揮発油税等の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保すること。

５．デジタル化施策の推進に関すること

（１）標準準拠システム移行後の運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加しているため、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

（２）令和７年６月にとりまとめられた「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、運用経費の早期抑制に向けた取組を着実に推進すること。

（３）デジタル行財政改革における新たに共通化すべき業務システムの候補の選定に当たっては、町村の意見を十分に聞き、反映させるとともに、既存の業務システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。

６．脱炭素社会等の推進に関すること

（１）豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、エネルギー自給率の向上に向けた対策を講じること。

（２）地域脱炭素推進交付金については、既に計画が採択されている地方自治体の取組が確実に実施されるよう、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、意欲ある町村を積極的に支援する制度を創設し、十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

（３）全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないよう、当初予算において所要額を確実に確保すること。

7．地域医療、介護保険制度及び国民健康保険に関すること

（1）条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。

（2）地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

（3）地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院の経営の安定化を図るため、一層の財政措置を講じること。

（4）地域の医療機関の経営が厳しい状況に置かれていることから、地域医療を維持するための支援を強化すること。

　また、社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに、実施すること。

（5）介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

（6）特例介護サービスの枠組みの拡張や包括的な評価の仕組みなど、中山間・人口減少地域における柔軟な体制の構築について、詳細な要件や報酬設定等の検討に当たっては、サービス提供体制の維持が図られるよう、地域の実情を十分に考慮すること。

（7）平成 30 年度の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

（８）国保総合システムの開発や保守・運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

（９）医療 DX の推進については、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関ごとの進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。

また、国の責任において、必要となる費用や保守・運用費用に対し、十分な財政措置を講じること。

８．少子化対策とこども・子育て政策の推進に関すること

（１）全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には必要な財源の確保を行うこと。

また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において実施すること。

（２）地域における保育サービスを持続的に提供するため、人材確保に地域間格差が生じないよう、保育士の養成や条件不利地域の処遇の在り方の見直しを含めた処遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こしなど一層の対策を講じること。

９．地域共生社会の実現に関すること

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑かつ継続的に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

10. 教育施策等の推進に関すること

（１）地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

（２）公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設、グラウンドの整備等の事業が計画的に実施できるよう、実際の経費と交付額の乖離をなくすとともに、学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の予算を大幅に増額すること。

（３）学校の統廃合に要する経費に対する財政措置を充実させるとともに、必要な支援を行うこと。

（４）学校給食費の抜本的な負担軽減における基準額については、地域の実情や物価上昇等の状況を十分に踏まえた額を設定するとともに、状況に応じ的確な見直しを図ること。

　また、基準額を超える部分については、各町村の特色ある給食の提供を尊重しつつ、保護者負担や自治体間の財政負担に過度の差が生じることのないよう、国の責任において必要な措置を講じること。

　あわせて、小学校にとどまらず、中学校についても早期に実現すること。

（５）いわゆる高校無償化については、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などが懸念されることから、公立高校への支援の拡充を行うこと。

　また、少子化が進む中においても、公立高校は地域の教育機会を支える重要な役割を担っていることから、地域の実情に応じて学校の維持・充実が図られるよう、遠隔教育の活用等も含め、財政的・制度的支援を強化すること。

11．農林水産業に関すること

（１）食料自給率の向上に向けた、実効ある対策を講じること。

　また、食料の安定供給の確保に不可欠な燃油・肥料・農業資材等の価格高騰や供給不足への対策の拡充を図ること。

（２）米価の下落による農業経営への影響を緩和するため、必要な対策を講じるとともに、農業者が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり安心して営農を継続できるよう支援すること。

（３）農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進するとともに、関係省庁との連携による実効ある地域政策となるよう一元的な推進体制を構築すること。

　また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との継続的な意見交換の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」の創設等、財政支援の仕組みを構築すること。

（４）中山間地域等直接支払制度の見直しについては、国主導による支援の仕組みや目標数値の設定が、現場の自主的な取組を阻害することのないよう、自治体農政の実態を踏まえ、くれぐれも慎重に検討すること。

　また、昨今の厳しい経済情勢や自治体財政を踏まえ、単価の引上げや自治体負担の軽減を図ること。

　あわせて、本制度は中山間地域の存続において不可欠な制度であり、自治体等の関心が高いことから、第三者委員会や審議会等の審議を経る等、政策形成過程の透明化を図ること。

（５）水田政策の見直しに当たっては、水張り要件の見直しに伴う現場の混乱がないよう、きめ細かな対応をすること。

　また、支援対象を畑にも拡大することから、所要額の拡充を確実に図ること。

（６）畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。
　また、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ること。

（７）米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁については、国内生産への影響が及ぶことから認めないこと。

（８）新たな「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」を着実に実施すること。
　また、国産材の需要拡大と林業従事者の所得向上等を通じた供給網の強化を図るとともに、森林の持続可能性の確保や多面的機能の強化を図るべく、再造林など森林の保護・育成に十分な支援を行うこと。

（９）次期「水産基本計画」の策定に当たっては、資源の減少、漁業就業者の高齢化・減少、気候変動による海洋環境の変化等、直面する多くの課題に対応した実効性のある計画とすること。

（10）海や漁港、漁村等の地域資源を活用した「海業」を積極的に推進し、漁村地域の持続的な発展を図ること。

（11）農林水産公共予算については、必要な財源を確保すること。

12．国土交通政策に関すること

（１）社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。
　また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。
　さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

（２）町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通の確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

特に、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等については、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組に対する財政措置を含めた支援を充実強化すること。

また、地域の鉄道の在り方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を講じること。

なお、物価高騰や人件費増加の影響を受ける地域公共交通の確保・維持を担う事業者等に対する支援を拡充すること。

（３）近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引上げを継続的に行うこと。

13. 危険鳥獣対策に関すること

「クマ被害対策パッケージ」で示された事業については、地域の実情等を十分踏まえつつ、「クマ被害対策ロードマップ」に沿って着実に実施するとともに、クマの出没・被害状況に応じて、更なる対応の強化に取り組むこと。

なお、クマ類による被害を防止するため、適切な個体数管理に国が積極的に関与すること。